

秘密指定解除  
公文書監理室

極秘

北鮮軍身骨の遺骨を  
すやの韓軍政府に渡す  
に望んで南北鮮  
に送附国紙あり  
二水あり南北鮮  
国紙の向迄こつて  
送附のこつてある  
と考へる。

事務次官 <u>車</u>	条約局長	参事官 <u>直</u>	参事官 <u>莚</u>
外務省議 <u>中</u>	参事官	参事官	参事官
	参事官	参事官	参事官
	参事官	参事官	参事官

韓国人遺骨の引渡しに関する件

41.11.22  
北東アジア課

本件 韓国人旧軍人軍属の遺骨を 韓国政  
府に引渡すことについては、従来、屢次にわた  
り 韓国側より要請のあったところであり、国交  
正常化後の日韓両国間の友好関係増進の  
ためという外交上の考慮から、これら遺骨を  
て北は12月18日の韓国紙満1周年に、  
可及的速かに、韓国政府に引渡すこととしたこと

（本件は同じく、厚生省援護局と協定中とのこと。）<sup>2</sup>

これら韓国人遺骨の状況問題と異は次の

とおり。<sup>（厚生省等との協定が調えは、韓国側より改め、  
文書による要請を取り付け、引渡しを取り合うこととする）</sup>

1. (現在の状況)

厚生省援護局所管で 2001 柱が保管さ

れている。その内訳は次のとおり。そのうち

1862 柱が南出身であり、469 柱が北鮮

出身である。

下記の理由により、韓国政府は、日本政府の遺骨を引取る以前に、縁故者等の名を遺骨リストを公表すること、国際的政治情勢より、行われると見られる。

(韓国政府の態度)

2. 韓国政府は、本件遺骨の引渡しをうけ次第

同政府の手により遺骨の縁故者を発見すべ

く万全を期すこととを約していらるとし、その

縁故者調査方法は、在韓木村大使より

(別添あり)

公信によれば次のとおり、(韓国政府が

このような範囲と方法により縁故者を発見ない

し指定する方針であるので、縁故者の全く

いない遺骨というものは実際問題として殆んど

と皆無となりうと思われ。

2

(3) 結核者発見のために相当の期間が必要である

が、半年以内に終了したいと考えている。(なお、

日本政府が遺骨を引渡す場合には、日本国

内で結核検査等を行なわれると思うが、

たた

梱包および韓国までの輸送についての便宜お

よび経費は日本政府で提供していただきたい

とのことである)

(4) 韓国政府としては、できるだけ本件を両国

の民間の関心あるむきに知られないうちに、

引渡しを受けたいと考えているが、それは、

韓国側が日本政府から引き取る以前にこの

遺骨の引取りを行なおうとしていることが、広く

報道されたりすると（大統領選挙前の微妙

な政治情勢において）

民間からの圧力が<sup>生ずる</sup>ある

可能性あり、対日関係がややデリケートな

折柄、韓国政府を困難な立場に陥れると

いうことを惧れているためでもある（韓国人の

民間人のなかには、韓国政府が本件遺骨を

引き取ることを迷惑に思っているなどと述

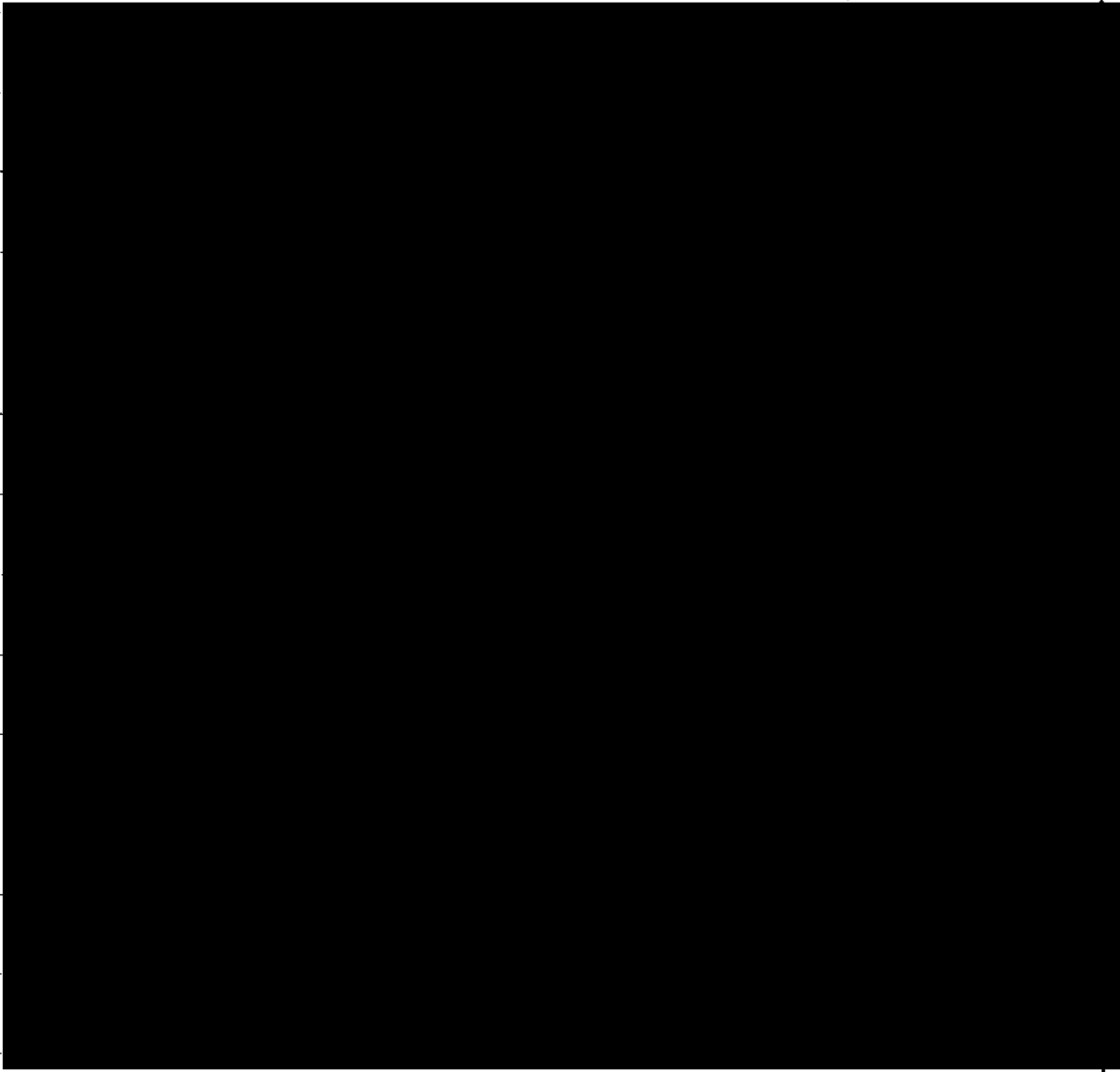
べている向きもあるが、これは政治的な動

向であり、在日大使館も関知しないと述べ

ている経緯がある）。

(以下問題臭)

3.(1) 厚生省は、本件遺骨2,331柱中に北鮮出身者の遺骨(469柱)が含まれていることから、



(2) 本件に関する主たる問題臭と考えられる

ことは、別添 4/12/1 日付 法規課 調査の  
指摘するとおり、遺骨の出身地域の如何  
を問わず、日本の民法上、遺骨の所有権を有  
する相続人を確認しないうちに、韓国政  
府に引渡すことは、事務管理の義務に達  
及するのではないかと懸念、及びそれ  
に関して訴訟を提起される懸念があると  
いう事である。

(3) 以上の法的問題点を暫くおけば、日本  
政府としては 管理者としての立場において  
本来ならば、公告等の手段により 相続人を

発見することには努めるべきところであるが、

政治上の理由によりそれが困難であるとする

れば、わが政府が幸永久的にこれら遺骨を

保管せしむるをえないこととなる。